

福岡市男女共同参画シンボルマーク

福岡市男女共同参画基本計画報告書

(第3次計画期間：平成28年度～令和2年度)

- 1 基本目標の評価（4年間の総合評価）
- 2 年次報告（令和元年度事業実績）
重点評価項目の実施状況及び評価

令和2年10月

福岡市

福岡市男女共同参画を推進する条例第 12 条の規定に基づき、福岡市男女共同参画基本計画（第 3 次）における 4 年間の総合評価及び令和元年度事業実績を報告する。

令和 2 年 10 月

福岡市長 高島 宗一郎

目 次

I	福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の概要及び進行管理・評価の方法	
1	福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の概要	・・・・・・2
2	福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の 進行管理・実施状況評価の方法	・・・・・・6
3	審議会日程	・・・・・・8
II	福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の実施状況及び評価	
1	基本目標の評価（4年間の総合評価）	・・・・・・11
2	年次報告	
	令和元年度事業実績 重点評価項目の実施状況及び評価	・・・・・・15
III	データで見る福岡市の男女共同参画	・・・・・・29

**I 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の概要
及び
進行管理・評価の方法**

I-1 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の概要

(1) 「男女共同参画基本計画」策定の経緯

本市では、平成元年に策定した「ふくおか女性プラン」に引き続き、平成7年に「ふくおか男女共同参画プラン」を策定した。

平成16年4月1日に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行したことに伴い、同条例第11条に基づき、平成18年3月、同プランに代わり、「福岡市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定、平成23年2月に基本計画(第2次)を策定し、諸施策を推進してきたが、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて、平成28年3月に基本計画(第3次)を策定した。

(2) 基本計画(第3次)策定の目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画を推進する条例」に規定する5つの基本理念に基づき、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」 5つの「基本理念」

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 家庭生活における活動とほかの活動の両立
- 国際的協調

(3) 基本計画(第3次)の計画期間

平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの5年間。

(4) 基本計画(第3次)の体系

本計画では、本市と市民が共に目指すべき社会の姿として6つの「基本目標」を掲げ、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向」を明らかにし、その方向に沿って、本市が5年間に取り組む「具体的施策」を示している。

また、基本目標2の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分をDV防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標3と4の部分を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけている。

6つの「基本目標」

- 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します
- 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します
- 3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します
- 4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します
- 5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します
- 6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

(5) 基本計画(第3次)数値目標

数 値 目 標		目標値 (令和2年度)
1. 社会全体で見た場合の男女の地位の平等感	全体	30%
2. 固定的性別役割分担意識の解消度	女性	75%
	男性	70%
3. 福岡市の企業における女性管理職比率		12%
4. 福岡市役所における女性管理職比率		15%程度
5. 福岡市の審議会等委員への女性の参画率		40%
女性委員のいない審議会等の数		0

計画の体系図



基本目標

施策の方向

具体的施策

福岡市働く女性の活躍推進計画

基本目標3

仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 **重**

- (31) 企業等への啓発及び取組支援
- (32) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供
- (33) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及
- (34) 市役所における意識啓発

2 男性の家庭・地域への参画促進 **重**

- (35) 男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動への参画促進
- (36) 生活的自立のための様々な学習機会の提供
- (37) 男性相談の充実

3 子育て・介護支援の充実 **重**

- (38) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実
- (39) 子育て支援の充実
- (40) 介護支援の充実

基本目標4

働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

1 企業における女性活躍推進の支援 **重**

- (41) 企業等への啓発
- (42) 企業の女性活躍推進の取組支援

2 働く女性への支援 **重**

- (43) 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援
- (44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供
- (45) 相談の充実

3 女性の就業・起業支援 **重**

- (46) 就業意識の啓発と職業能力の向上
- (47) 女性の起業支援
- (48) 再就職の支援

基本目標5

政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 **重**

- (49) 審議会等への女性の参画促進
- (50) 市役所における男女共同参画の推進

2 あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画促進 **重**

- (51) 企業における女性の参画促進
- (52) 農林水産業の分野における女性の参画促進
- (53) 地域における女性の参画促進

基本目標6

地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

1 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援 **重**

- (54) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援
- (55) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透

2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進 **重**

- (56) 自治協議会等への女性役員の参画促進
- (57) 地域の女性リーダー育成と活躍支援

3 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進 **重**

- (58) 市民への意識啓発

重 は重点的に取り組む施策

I-2 男女共同参画基本計画（第3次）の進行管理・実施状況評価の方法

(1) 進行管理・実施状況評価の考え方

① 目的

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）（計画期間：平成28年度から令和2年度）の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

② 評価の対象及び方法等

【評価の対象等】

区分	対象	評価者	摘要
一般評価	一般評価事業 事業実施担当課が実施する各事業	事業実施担当課 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 ↓ 審議会に報告 ↓ 次年度以降の事業に反映	〔判定区分〕 〈達成度〉 A：90%以上（十分達成している） B：70%以上（ある程度達成している） C：50%以上（達成が不十分である） D：50%未満（達成できていない） 令和2年度までの事業目標を踏まえ、元年度事業の「達成度」を自己評価。
重点評価	重点評価項目 重点的に取り組む施策（6項目）	審議会 毎年度、継続的に評価を実施 ↓ 次年度以降の施策に反映	〔判定区分〕 〈達成状況〉 ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。
総合評価	基本目標 基本計画（第3次）に規定する6つの基本目標	審議会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施（令和2年度） ↓ 第4次基本計画に反映	

【評価の方法】

① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

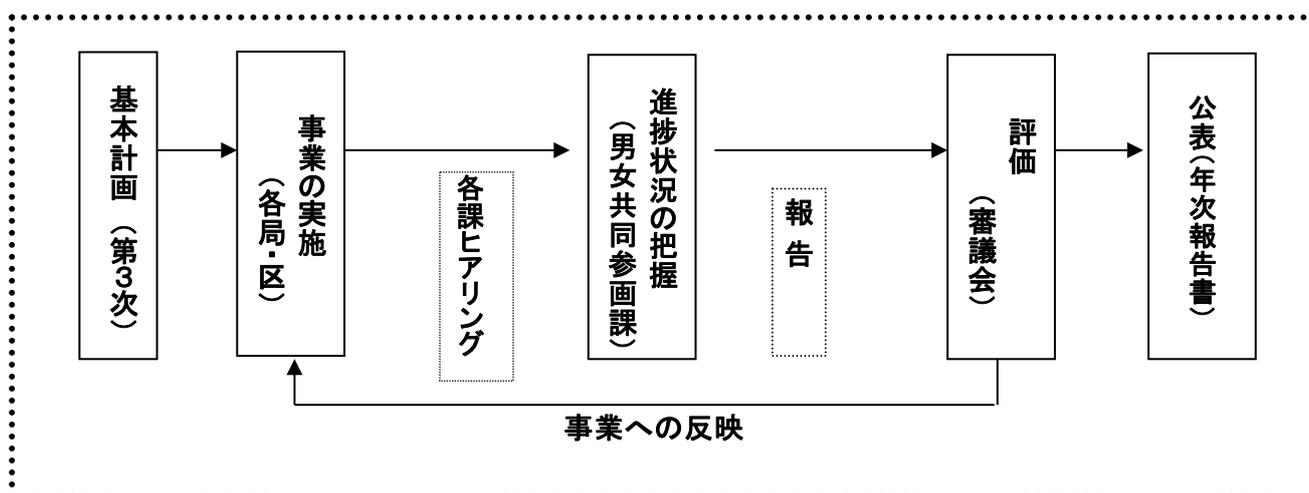
② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

（２） 進行管理・評価の流れ



〈参考〉

福岡市男女共同参画を推進する条例

第12条：「市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第28条：「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第2号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

I-3 審議会日程

開催日	会議	審議項目
7/30 (木)	第8期第7回 審議会	福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の令和元年度実施状況に対する評価について 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の総合評価について ○男女平等教育の推進 ○配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護 ○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ○働く場での女性活躍の推進 ○市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 ○地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

**Ⅱ 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の
実施状況及び評価**

Ⅱ－1 基本目標の評価(4年間の総合評価)

基本目標1：男女平等意識が浸透した社会を目指します

審議会意見

「男女共同参画推進センター・アミカス」等において、広く市民を対象とした男女共同参画に関する意識啓発のための講座・講演会の実施、学習機会の提供などの広報・啓発が行われた。

また、男女平等教育として、小中学生向け副読本の作成や活用促進に取り組んでおり、平成29年度に改定を行った。中学生向け副読本については、令和元年度から中学生向け出前セミナーで活用するなど、活用率向上に取り組んだ結果、活用率が平成27年度の55.1%から令和元年度には73.9%となり、大幅に向上している。

小中学校における男女混合名簿の採用率についても、小学校は100%を達成し、中学校も90%を超え、一定の成果が出ている。

「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な性別役割分担に否定的な考えを持っている人は、男女ともに増加しているが、年代が上がるごとに少なくなり、否定的な考えを持っている若い年代においても、行動が伴っていないことが課題である。

また、男女平等教育については、学校生活全般において男女共同参画の視点で実施されるよう啓発に努めるほか、啓発の方法についても、新型コロナウイルス感染症予防として、集合型以外の実施方法について検討する必要がある。

男女の固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、ライフステージに応じた身近なテーマで、実効力のある取組みを推進していく必要がある。

基本目標2：女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

審議会意見

配偶者等からの暴力防止については、若年層に対する予防啓発として、デートDV防止啓発カードやポスターを中学・高校や大学・専門学校等において、学生や教職員向けに配布・掲示するとともに、市立高校等でデートDV防止教育講演会を実施するなど、取組みが強化された。

また、相談窓口を周知するカードの配布を、従来配布していた区役所や市民センターなどの公的機関に加え、商業施設等に拡充するとともに、外国語対応も行うなど広報・啓発を進め、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組まれた。

平成30（2018）年度の「市政に関する意識調査」において配偶者等から暴力を「受けた経験がある」と回答した人の割合は、精神的、身体的、性的のいずれにおいても減少傾向にあるが、一方で、暴力を受けた際には、男女ともに「がまんした」と回答した人が最も多くなっている。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた外出自粛等により、DV被害が深刻化することが懸念されることから、安心してDV被害について相談できる窓口の周知に加え、被害者に寄り添った支援を行うことが必要である。

近年、子どもの前でのパートナー間の暴力（面前DV）に関する児童虐待通告が増加しており、DV被害者の相談支援を行う機関と児童相談所など児童虐待に対応する相談機関との連携を強化していく必要がある。

さらに、誰もが安心して暮らせる社会を目指して、ハラスメントや性犯罪防止のための啓発や、被害者支援を進めるとともに、ひとり親家庭等への支援や性的マイノリティに関する理解と知識を深めるための啓発に取り組む必要がある。

基本目標3： 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

審議会意見

企業向けセミナーや講演会、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の実施等により、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及・促進が行われた。

市役所内においては、メリハリのある働き方への転換に向けて時間外勤務の縮減などに取り組むとともに、男性職員の家事・育児参画を促進し、令和元年度における子どもが生まれた男性職員のうち育児休業等を取得した職員の割合が平成27年度の9.0%から令和元年度には21.4%と大幅に増えた。

また、増加する保育需要に対応して、保育所等の整備や多様な保育サービスの充実を図ったことにより、待機児童数が減少し、利用者のニーズに合わせた柔軟な対応が進められた。地域や家庭での介護支援に加え、「働く人の介護サポートセンター」が平成28年に開設され、離職せずに介護と両立して仕事を続けることができるよう支援が充実された。

男女がともに暮らしやすい社会に向けては、家庭生活や地域活動で男性が積極的に役割を果たすことが不可欠と考えられる。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるテレワークの普及等により、働き方やワーク・ライフ・バランスのあり方が変化しているところであり、働く場や家庭における男性の一層の意識改革を行い、男性の家事・育児への参画をさらに推進することが求められる。

また、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりのため、今後も引き続き、多様な保育サービスの更なる充実や介護離職を防止する支援について取り組む必要がある。

基本目標4： 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

審議会意見

女性活躍推進法が平成28年4月に施行されたことにあわせ、企業に対して事業主行動計画の策定支援や、「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」を創設し、取組みの見える化の推進など、企業において女性の活躍が進むよう支援が図られた。

就業による自立を目指す女性に対しては、ハローワーク等と連携した就職支援や資格取得支援を行うほか、働く女性のスキルアップや起業支援など様々な女性のチャレンジを支援する講座が開催され、女性が能力を発揮できるよう取組みがなされた。

しかしながら、働く場における男性中心の意識・慣行は未だ解消されておらず、民間企業における女性管理職の割合は微増にとどまり、女性活躍推進に向けた取組みは未だ不十分であると言わざるを得ない。

女性の積極的な採用、就業継続や管理職への登用が進められるよう、働きやすい職場環境の整備や男女の均等な機会と待遇の確保について、引き続き男性管理職の意識改革を含め企業への啓発や具体的な改善への働きかけを促進するとともに、女性活躍に向けた学生への周知啓発に努められたい。

また、新型コロナウイルス感染症を契機としたテレワークの浸透などの働き方の変化による、女性活躍への影響を踏まえながら、効果的な支援を検討していく必要がある。

基本目標5： 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

審議会意見

市の審議会等委員への女性の参画率について、第3次基本計画において、「令和2年度までに40%」の数値目標を設定し、取組みが行われた。

女性委員のいない審議会等は平成28年度に解消されたものの、令和元年8月1日現在の女性の参画率は35.4%と、緩やかな改善にとどまり、目標達成には至っていない。

改選時の事前協議の徹底や、審議会ごとの参画率の公表に努めるなど、審議会等委員への女性の参画促進に向けた取組みを強化する必要がある。

また、市役所内においては、「福岡市職員の人材育成・活性化プラン」において、女性職員の活躍推進を重点取組みに位置づけるとともに、特定事業主行動計画に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女が仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めてきた。その結果、市役所における女性管理職の割合は、15.5%（令和2年5月1日現在）となっており、第3次基本計画の目標である15%程度を達成している。今後、さらなる改善を図っていただきたい。

今後とも、女性職員のキャリア形成支援や、長時間労働を前提とした働き方の改革など、女性が活躍できる環境づくりに取り組んでいただきたい。

基本目標6： 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

審議会意見

男女共同参画が広く市民に浸透していくには、最も身近な暮らしの場である地域における取組みが重要である。

平成23年度に創設された福岡市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」に合わせた取組みが、市内のほぼすべての校区で主体的に行われており、また、アミカスにおいては、男女共同参画推進サポーターや寸劇隊の派遣など、地域の取組みへの支援が実施された。

しかしながら、平成30（2018）年度の「市政に関する意識調査」において、「みんなで参画ウィーク」の「内容を知っている」と回答した人の割合は、3.1%にとどまっており、地域における男女共同参画の活動をより促進していく必要がある。

また、地域の女性リーダー育成の取組みが行われ、地域の諸団体の長への女性の就任率は、令和元年7月現在21.1%と増加しているものの、十分とはいえない状況である。

地域における男女共同参画の取組みが広く市民に浸透し、男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、自治協議会をはじめとする地域の諸団体の委員の理解や、学校、PTA等との連携を図っていく必要がある。

Ⅱ－２ 年次報告

令和元年度事業実績 重点評価項目の実施状況及び評価

重点評価項目	
1	男女平等教育の推進
2	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
4	働く場での女性活躍の推進
5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進
6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

〔４ 主な事業の実施状況〕

令和元年度の「事業実績」を記載している。
継続事業については、進捗状況を明らかにするため
平成30年度の「事業実績」を〈 〉で記載している。

〔判定区分〕

令和2年度までの事業目標を踏まえ、元年度事業の
「達成状況」を判定

【達成状況】

- ・ 順調
- ・ おおむね順調
- ・ やや遅れている
- ・ 遅れている

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	1	男女平等教育の推進				
	2 対象事業	基本目標	1	男女平等意識が浸透した社会を目指します。			
		施策の方向	1	男女平等教育の推進			
		事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C
	対象事業数			6	5	0	0
	3 施策の進捗状況	<p>子どもの頃から性別にとらわれない自己形成ができるよう、小中学生向けの男女平等副読本を作成・配布するとともに、中学生向け出前セミナーを実施するなど、学校における男女平等教育を推進した。</p> <p>また、教育関係者を対象に男女共同参画の意識啓発のための研修を実施した。</p>					
	4 主な事業の実施状況	<p>■男女平等教育の推進</p> <p>○小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用 小学校:はらっぱ (小学校3, 4年生対象, 3年時に配付) ・発行部数 16,000部(16,500部) 活用率 81.9%(87.5%)</p> <p>中学校:わたしらしく生きる ・中学校全学年対象(1年時に配付) ・部数 14,500部(14,000部) 活用率 73.9%(52.2%)</p> <p>○中学生向け出前セミナー(中学生のためのキャリアデザイン啓発事業) 中学校へ講師を派遣し、男女共同参画の必要性や将来のキャリア形成への意識を高める出前セミナーを実施。 実施校 市立中学校26校(19校)</p> <p>○中学校における職場体験学習の実施 参加学校及び生徒数: 69校(100%), 11,060名(11,695名) 受け入れ事業所: 2,872事業所(3,168事業所)</p> <p>○男女混合名簿の採用 採用率 小学校: 100%(100%) 中学校: 91.3%(85.5%)</p> <p>○教職員への男女平等教育研修の実施 参加者数:206人(214人) (講演)『『居場所』のない男,『時間』がない女』 講師:國學院大學 詩人・社会学者 水無田 气流 氏 (報告)「副読本『はらっぱ』を活用した授業実践」 報告者:福岡市立百道浜小学校教諭 平田 千代子 氏</p> <p>○新任教頭研修 参加者数 41人(32人)</p> <p>○公民館, 区役所職員への研修の実施 ・新任公民館職員研修 実施回数及び参加者数:1回 42人(43人) ・公民館運営研修 元年度 東区1回, 博多区1回, 城南区1回 早良区1回 計124人 <東区2回, 博多区1回, 中央区3回, 南区1回, 城南区1回 計216人></p>					

I 事務局 記入欄	5 懸案事項・課題	<p>○中学校における副読本の活用や混合名簿の採用について、教育現場の実態を把握・分析したうえで、引き続き活用率及び採用の向上に取り組む必要がある。</p> <p>○次世代を担う子どもたちが性別にとらわれることなく、進路選択や職業選択ができるよう、学校のニーズを把握するとともに、講師の情報収集などに努め、より実効性のある男女共同参画の視点に立ったキャリア教育(中学生向け出前セミナー等)を推進する必要がある。</p> <p>○教職員への研修については、男女共同参画についての知識を深めるとともに、男女平等教育の参考となる事例報告等を行う講演会を企画する。教職員や公民館・区役所職員への研修について、継続して行っていく必要がある。</p>
-----------------	-----------	---

I 事務局 記入欄	6 今後の取組み	<p>○中学生向け副読本の活用率の向上を図るため、引き続き、校長連絡会等において副読本の活用を働きかけるとともに、中学生向け出前セミナーにおける副読本の活用や、男女平等教育研修会での副読本活用の実践報告を行う。</p> <p>○中学生向け出前セミナーを引き続き実施するとともに、集合型以外の実施方法について検討を行う。 また、教職員や公民館・区役所職員への研修は分かりやすく、より実践的なものとなるよう内容の充実に努める。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

	審議会評価	達成状況	おおむね順調
II 審議会 記入欄	<p>【審議会意見】</p> <p>男女平等教育については、体育の授業のあり方なども含めて、学校生活全般において男女共同参画の視点で実施されるよう、教職員への研修会等を通じて啓発に努められたい。</p>		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目		2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護			
	2 対象事業	基本目標	2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します。			
		施策の方向	1 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護			
		事業実施 担当課評価	達成度	A	B	C
		対象事業数	12	19	0	0
3 施策の進捗状況		配偶者等からの暴力を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、若年層を含めた暴力防止のための広報・啓発や相談窓口の周知を行うとともに、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関と連携して、相談、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んだ。				
4 主な事業の実施状況		<p>■配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡市DV防止講演会の実施 「加害者を知ることによってDVへの理解を深める～被害者と子どもを守るために～」 講師：山口 のり子氏(NPOアウェア) 参加者数：120人<150人> ○ホームページへの掲載、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布等による広報啓発 令和元年度は、イオン(市内6店舗)に相談カードやシールを新たに設置した。 カード・リーフレットの配布箇所数：436箇所<453箇所> ○デートDV防止教育講演会の実施 ・市立高校4校及び市立中学1校でデートDV防止教育講演会を実施。 県と協力しながら、県立・私立を含むあらゆる学校への講師派遣体制を整えた。 ・参加者数：1,909人<1,272人> ○デートDV防止啓発カード・ポスター配布及び教職員を対象とした研修の実施等 ・デートDV防止啓発カードを市立中学3年生及び市立高校生へ配布した。 カード配布先：市立中学3年生(69校)、市立高校生(4校) ・教職員に研修を実施し、生徒からのDV相談への対応、DV家庭で育つ生徒への支援等について理解促進を図るとともに、初期の相談先で最も多い友人(生徒)が関係機関に繋ぐなどの適切な対応が取れるよう生徒指導力の向上を図った。 参加者数：250人<250人> ・デートDV防止啓発ポスターを、市立・県立・私立の中学校、高校、専門学校、大学、ほか関係機関へ配布した。 ○DV相談や通報への対応 相談件数：3,186件<3,369件> ・福岡市配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカス等が連携した相談対応の実施 ・県配偶者暴力相談支援センター及び警察と連携した24時間対応の実施 ○相談員等研修 ・国・県が主催するDVに関する研修への参加 参加者数：延165名<延172名> ・こども家庭課主催によるDVに関する研修の実施 参加者数：未実施<18名> ・市民と直接接する機会が多い区役所職員や地域の民生委員等に対する研修の実施及び出前講座の実施 実施回数：6回<6回> 参加人数：349人<458人> ○配偶者等から暴力を受けた母子等の一時保護 ・県・市・民間施設での保護 ・民間支援団体の活動支援 				

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<p>○自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居, 就業, 法的制度, 心理的ケア等の施策について情報提供や支援 ・市営住宅, 児童福祉, ひとり親家庭福祉, 医療保険, 年金, 生活保護等の各種制度を活用した被害者の自立支援 ・DV被害者の子どもに対しては, DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援 <p>○関係機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議の実施 年1回(1回) ・「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施, 及び「福岡県配偶者からの暴力防止対策連絡会議」「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」への参加
	5 懸案事項・課題	<p>○DV被害が深刻化する前に相談できるよう, 市民への意識啓発や相談窓口の周知を行う必要がある。</p> <p>○教育委員会と連携して, 教職員のDVに対する理解を深めるとともに, 子どもの発達段階に応じた取組みを検討する必要がある。</p> <p>○相談員のスキル向上を図るために, 内容や方法について検討し, 計画的に研修を実施する必要がある。</p> <p>○DV被害者の支援に加えて児童虐待対応が必要な相談等もあり, 配偶者暴力相談支援センターをはじめとする相談支援や関係機関との情報交換を行い, 連携体制の充実が必要である。</p>

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○DV防止のための意識啓発及び相談窓口の周知徹底に取り組むため, 啓発カード・リーフレット等の配布や, 講演会等を活用した広報活動を実施するとともに, DV研修講師の派遣等, DV防止に関する取組みについて周知する。</p> <p>○児童の面前でのDV被害が児童虐待にあたることについて啓発を行い, 相談支援につながるよう相談窓口を案内していく。</p> <p>○DV相談窓口広報先の拡大に取り組む。</p> <p>○DV予防教育のため, 引き続き, 市立高校対象にデートDV防止教育講演会を実施するとともに, 中学生にも拡大するため, 教育委員会と連携して教職員への働きかけ等を実施する。</p> <p>○被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組むため, 引き続き, DV相談に対する相談・保護体制, 自立のための支援を充実させる。DV被害者親子等の支援のために, さらなる相談支援の充実に向けて取り組む。</p> <p>○DV相談窓口の相談員が適切な被害者支援を行うことができるよう, スキル向上のための研修の実施, 受講を継続する。</p> <p>○女性に対する暴力の防止及び被害者支援の推進を図るため, 引き続き, 「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」の実施及び「福岡県配偶者からの暴力防止連絡会議」, 「配偶者暴力相談支援センター連絡会議」等への参加を行う。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	<p>【審議会意見】</p> <p>児童虐待対応とDV相談対応の一体的な取組みを強化するため, 児童虐待対応機関とのネットワークの構築に努められたい。DV被害が重篤化する前に, 被害者の保護等の支援につながるよう, 関係機関との連携強化を図られたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮したDV被害防止の取組みを検討していただきたい。</p>		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	3	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進				
	2 対象事業	基本目標	3	仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します			
		施策の方向	1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進			
			2	男性の家庭・地域への参画促進			
	3		子育て・介護支援の充実				
	事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C	D
		対象事業数		34	31	0	0
	3 施策の進捗状況	<p>○待機児童の解消を目指し、多様な手法による保育所等の整備を実施するとともに、延長保育や休日保育の拡充など、利用者のニーズに柔軟に対応するため、多様な保育サービスの充実に取り組んだ。</p> <p>○仕事と介護の両立についての情報提供やアドバイスを行う「働く人の介護サポートセンター」の認知度を向上するため、周知に努めた。</p> <p>○市役所においては、時間外勤務縮減や定時退庁に向けた取組み、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や両立支援制度の周知に努めるとともに、男性職員の家事育児参画の促進に取り組んだ。</p>					
	4 主な事業の実施状況	<p>■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p> <p>○社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定認定企業数 154社 (144社)</p> <p>○企業・団体に対して、“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけ賛同企業数 1,110企業・団体 (1,074企業・団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知を図るため、市営地下鉄駅構内で通勤時間帯に放送。 ・子ども参観日の実施(8月2日) など <p>○福岡市特定事業主行動計画に基づく仕事と家庭の両立支援策の推進「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施や、職員の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう、早出遅出勤務、在宅勤務等の制度の実施など、職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれた男性職員の出産・育児支援休暇取得率 94.2% (93.1%) ・職員の年次有給休暇の年間平均取得日数 15.9日 (16.1日) ・子どもが生まれた男性職員のうち、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかを取得した職員の割合 21.4% (16.1%) <p>■男性の家庭・地域への参画促進</p> <p>○男性カレッジ 1回<3回></p> <p>定員:24人<72人></p> <p>参加者数:19人<72人></p> <p>○パパと子どものクッキング 1回</p> <p>定員:24人</p> <p>参加者:24人</p> <p>■子育て・介護支援の充実</p> <p>○保育所等整備</p> <p>整備数 1,571人分<1,921人分></p> <p>(令和2年4月1日 保育所等定員数 41,353人 待機児童数 5人)</p> <p>○働く人の介護サポートセンター</p> <p>相談件数 278件 <相談件数 344件></p>					

I 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	<p>○企業・団体に対し、“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同を呼びかけていく必要がある。</p> <p>○講座への参加が難しい、家事などへの参画意識が消極的な男性に対する意識啓発につながる効果的な取組みを検討する必要がある。</p> <p>○今後も保育需要は増加する傾向にあり、引き続き保育所等入所定員の拡充や保育サービスの充実が必要である。</p> <p>○企業に対し、働く人の介護サポートセンターの広報に努めていく必要がある。</p>
-------------	-----------	--

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”への賛同の呼びかけを行っていくとともに、企業の取組み等について、ホームページ等でPRする。また、子ども参観日実施報告書について新規登録団体等への配布やホームページへの掲載を行い、「子ども参観日」の実施を呼びかけていく。さらに、メールマガジンの効果的な活用等により賛同企業への情報提供や働きかけ等を行う。</p> <p>○認可保育所の新築や増改築、小規模保育事業の認可、幼稚園における2歳児受け入れなどにより、保育の受け皿確保に取り組むとともに、保育サービスの充実について、実施園拡充の促進策を検討する。</p> <p>○「働く人の介護サポートセンター」での窓口・電話相談を行っていくとともに、企業への出張相談を引き続き実施する。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

	審議会評価	達成状況	おおむね順調
II 審議会記入欄	<p>【審議会意見】</p> <p>福岡市役所の男性の育児休業取得については、取得率だけでなく、育児休業取得期間の拡大に向けた取組みにも努められたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、働き方やワーク・ライフ・バランスのあり方が変化してきている。企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の家事・育児への参画をさらに推奨し、ロールモデルの見える化等の効果的な発信に努められたい。</p>		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局 記入欄	1 重点評価項目	4	働く場での女性活躍の推進				
	2 対象事業	基本目標	4	働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します			
		施策の方向	1	企業における女性活躍推進の支援			
			2	働く女性への支援			
			3	女性の就業・起業支援			
	事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C	D
		対象事業数		11	12	0	0
	3 施策の進捗状況	<p>○女性活躍推進法が令和元年5月に改正されたことから、様々な機会を捉えて改正の趣旨等の周知に努めるとともに、一般事業主行動計画の策定の義務付けが拡大される事業主に対して策定支援を行った。また、企業を対象に女性の活躍を促進するための先進事例の紹介を行う講演会などを実施し、啓発に努めた。</p> <p>○男女共同参画推進センター・アミカスにおいて働く女性のスキルアップや起業支援など女性のチャレンジを支援する講座を実施した。</p>					
	4 主な事業の実施状況	<p>■企業における女性活躍の推進</p> <p>○女性活躍の取組みの見える化を推進 女性活躍や両立支援に取り組む企業に対して、個別に「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」への掲載案内を行うほか、広く見える化サイトを周知。 女性活躍に資する情報発信の充実にも取り組んだ。 ・登録企業数 261社<244社></p> <p>○一般事業主行動計画策定支援セミナーを開催 女性活躍推進法の改正により令和4年度から策定の義務付けが拡大される、従業員101人以上300人以下の事業主に個別案内を送付し、法改正及びセミナー開催を周知。 従業員100人以下の事業所にも広く開催を周知してセミナーを開催し、セミナー後には個別相談にも対応。 ・セミナー参加者 全4回83人<全1回14人> ・セミナー受講者の満足度 98.6%<85.7%>（有効回答74人<14人>）</p> <p>○個別訪問を実施 希望企業に対し講師が企業を訪問し、行動計画の策定にあたり、現状の把握、課題の分析、環境整備のためのアドバイス等、支援を実施。 ・実施企業数 8社<個別訪問型ワークショップ14社></p> <p>○企業向け講演会 基調講演「一歩先の『働き方改革』」講師:松川 隆氏(サイボウズ株式会社) 福岡労働局による関連法改正の説明 (女性活躍推進法の改正, ハラスメント対策の強化) ・参加者 277人 79社 <262人 70社></p>					

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<p>■働く女性への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性リーダー育成研修(全3回×2コース) 参加者数: 45人<46人> ○「働くあなたのガイドブック」の発行 作成部数 ・令和元年度改訂版11,000部(令和2年1月発行) 配布部数 ・9,832部<7,187部> <p>■女性の就業・起業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ママのためのお仕事スタートアップ(全1回×2コース) 参加者数 30人<18人> ○女性のための就職応援プログラム(全2回×2コース) 参加者数 36人<33人> ○お仕事再開座談会～新たなキャリアプランを語ろう～ 参加者数 9人 ○女性の起業支援セミナー(全6日間) 参加者数 16人<14人> ○女性の起業スキルアップセミナー 参加者数 81人
	5 懸案事項・課題	<p>○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」について、企業側の登録メリットを高めて、登録企業を増加させるとともに、学生や求職者からの認知度を上げる必要がある。</p> <p>○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定については、義務付け拡大が施行される令和4年4月1日に向け、確実に策定され女性活躍に向けて取組みが進められるよう、支援が必要である。</p> <p>○女性のチャレンジを支援するセミナー・研修について、申込者の増加や受講生の満足度がより向上するように、開催方法について工夫する必要がある。</p>

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○「ふくおか女性活躍NEXT企業 見える化サイト」において、企業インタビューや女性活躍に資する市内外の情報などを充実し、学生や求職者の利用促進を図るとともに、引き続き女性活躍や両立支援に積極的に取り組む企業に対して個別に案内を行い、掲載登録企業の増加に努める。また、学生等への周知に取り組む。</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大による労働環境への影響などを踏まえつつ、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定や具体的な取組みにつながるよう支援を行う。</p> <p>○引き続き企業や受講対象者のニーズを把握しながら、女性リーダー育成研修や女性の就職支援セミナー等の就労・起業に役立つ講座を実施する。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	<p>【審議会意見】</p> <p>女性リーダー育成に向けて、男性管理職向けの研修など、男性の意識改革を進める取組みを進めていただきたい。</p> <p>学生への周知啓発については、大学や短大等と連携して、福岡市の女性活躍につながるような取組みに努められたい。</p>		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	5	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進				
	2 対象事業	基本目標	5	政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します			
		施策の方向	1	市の政策・方針決定過程への女性の参画促進			
		事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C
	対象事業数			4	4	0	0
	3 施策の進捗状況	<p>○各審議会等の委員改選時期を把握し事前協議を徹底するとともに、庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率40%の目標達成や本市女性職員の登用促進について、全庁に強く働きかけた。</p> <p>○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍推進に取り組んだ。</p>					
	4 主な事業の実施状況	<p>■市の政策・方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>○福岡市男女共同参画推進協議会・幹事会の開催 協議会 1回 <1回>、 幹事会 1回 <1回> (協議会の議題) ・福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の実施状況及び評価について ※平成30年度幹事会は書面開催</p> <p>○「審議会等への女性の参画促進に関する要綱」に基づく、審議会等委員の改選時の事前協議の実施 ・改選のおおむね3か月前までに課長級での事前協議の徹底及び部長級への働きかけ 事前協議実施数 25<34></p> <p>・団体への効果的な推薦依頼方法のアドバイス等の実施</p> <p>・審議会等委員への女性の参画率 35.4%<34.7%> ・女性委員のいない審議会等の数 0 < 0 ></p> <p>○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員の活躍推進 ・男女の別なく能力・意欲に応じた配置、登用 ・若手女性職員の本庁配置など、早期キャリア形成に向けた配置 ・本人の能力や意欲に応じて、子育て中の職員も、政策立案業務ができる職場に配置 ・キャリア形成に関する研修の実施 ・時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進 ・ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の実施 ・両立支援制度の周知や男性職員の家事育児参画の促進</p> <p>など、女性職員の育成・登用及び全ての職員の職業生活と家庭生活の両立に向けた取組みを行った。</p> <p>・福岡市役所における女性管理職比率 14.3% <13.6%></p>					

I 事務局記入欄	5 懸案事項・課題	<p>○本市のあらゆる施策が男女共同参画の視点を持って展開されるよう、福岡市男女共同参画推進協議会等において働きかけを行うなど、全庁的な意識の向上を図る必要がある。</p> <p>○審議会等委員への女性の参画については、今後も事前協議等の継続した取り組みを行っていく必要がある。</p> <p>○市女性職員の活躍を推進するためには、女性職員のキャリア形成とともに、男性の家事・育児への参画や長時間労働を前提としない働き方に転換していく必要がある。</p>
-------------	-----------	---

I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○今後も男女共同参画推進協議会・幹事会において、様々な分野への女性の参画促進等について働きかけるなど全庁横断的に本市の男女共同参画施策を推進する。</p> <p>○審議会等委員の改選時においては、おおむね3か月前までに所管部署との事前協議を行う。 また、個別の審議会等の女性の参画率を公表するとともに、新設される協議会等や女性委員のいない協議会等についても事前協議の対象とするなど、女性委員の参画促進の強化を図っていく。</p> <p>○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく取組みを継続し、女性職員の意欲と能力を十分に発揮させるとともに、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組んでいく。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

	審議会評価	達成状況	おおむね順調
II 審議会記入欄	<p>【審議会意見】</p> <p>福岡市役所における女性管理職比率については目標を達成しているが、さらなる改善に向けて取り組んでいただきたい。 審議会等委員への女性の参画率については、第3次基本計画の目標値である40%を達成していないため、さらなる改善に向けて努力していただきたい。</p>		

重点評価項目 進行管理票

I 事務局記入欄	1 重点評価項目	6	地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進				
	2 対象事業	基本目標	6	地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します			
		施策の方向	1	地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援			
			2	地域活動の方針決定過程への女性の参画促進			
	事業実施 担当課評価	達成度		A	B	C	D
		対象事業数		7	19	0	0
	3 施策の進捗状況	福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」にあわせて、各校区において男女共同参画推進の取組みが実施されるよう支援するとともに、先進的な取組みを行っている校区の活動紹介や地域の女性リーダー育成講座の開催、男女共同参画サポーターの派遣などにより、地域における男女共同参画推進に取り組んだ。					
	4 主な事業の実施状況	<p>■地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援</p> <p>○地域における主体的取組みへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」及び「シンボルマーク」の広報・周知 (市政だより・ホームページへの掲載, ポスター, チラシの配布等) ・取組みを実施した校区数 140/149校区・地区<142/149校区・地区> ※分母は「みんなで参画ウィーク」の実施アンケート回答数 <p>○各区男女共同参画連絡会の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各校区が実施する男女共同参画の推進に関する取組みの支援 <p>○男女協サミット</p> <p>参加人数:192名<234名></p> <p>講演「社会的孤立が生んだ『8050問題』」</p> <p>講師:福岡市精神保健福祉センター所長 本田 洋子氏</p> <p>○七区男女共同参画協議会の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・七区男女共同参画協議会代表者会議の開催 4回 <4回> ・各校区の男女共同参画研修会実施調査 <p>○男女共同参画出前講座の実施 5件 168人 <9件 231人 ></p> <p>○男女共同参画つうしん 年3回発行</p>					

I 事務局記入欄	4 主な事業の実施状況	<p>○男女共同参画推進サポーター派遣事業 13件 454名受講 <10件 353名受講></p> <p>○男女協応援事業 18件 388人受講</p> <p>○区役所職員への研修の実施 男女共同参画推進担当職員研修 参加者数: 21人<13人></p> <p>■地域活動の方針決定過程への女性の参画促進</p> <p>○「地域女性活躍チャレンジ塾」 講師 佐藤 倫子氏(福岡教育大学/西南学院大学非常勤講師) 内容 講義, ワークショップ等の連続講座 ・実施回数 全2回<全3回> ・参加者数 20名<15名></p>
	5 懸案事項・課題	<p>○福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」の周知に努め, 全校区で週間にあわせ, より充実した主体的取組みが継続して実施されるよう, 地域への支援に努める必要がある。</p> <p>○地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進するため, 引き続き, 女性リーダーの育成に取り組むとともに, 自治協議会等への働きかけを行っていく必要がある。</p>

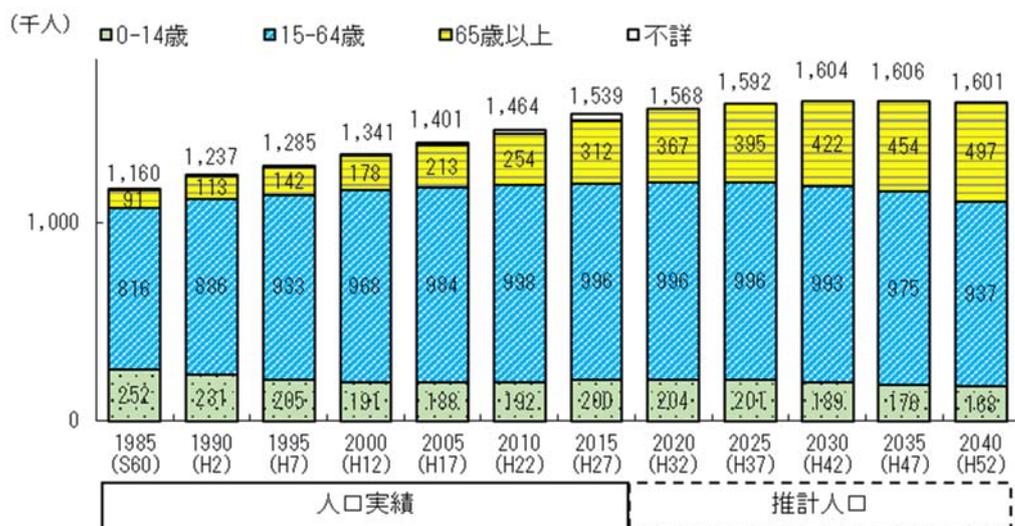
I 事務局記入欄	6 今後の取組み	<p>○「みんなで参画ウィーク」が地域に定着するよう広報・啓発に努めるとともに, 地域における男女共同参画推進の取組みが, 全市的に広がりを持って展開されるよう, 七区男女共同参画協議会と連携し, 身近でわかりやすいテーマでの取組みを支援する。</p> <p>○地域活動を行っている女性を対象に, リーダーに求められる資質の向上のための学習の機会やネットワークづくりの場を提供する講座を実施する。 また, 自治協議会等の役員に対する理解を深めるための働きかけを行う。</p>	
	7 事務局評価	達成状況	おおむね順調

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況	おおむね順調
	<p>【審議会意見】</p> <p>地域における男女共同参画推進の取組みについて, 男女共同参画協議会だけでなく, 自治協議会全体の取組みとなるよう, さらなる支援に努められたい。</p>		

Ⅲ データで見る福岡市の男女共同参画

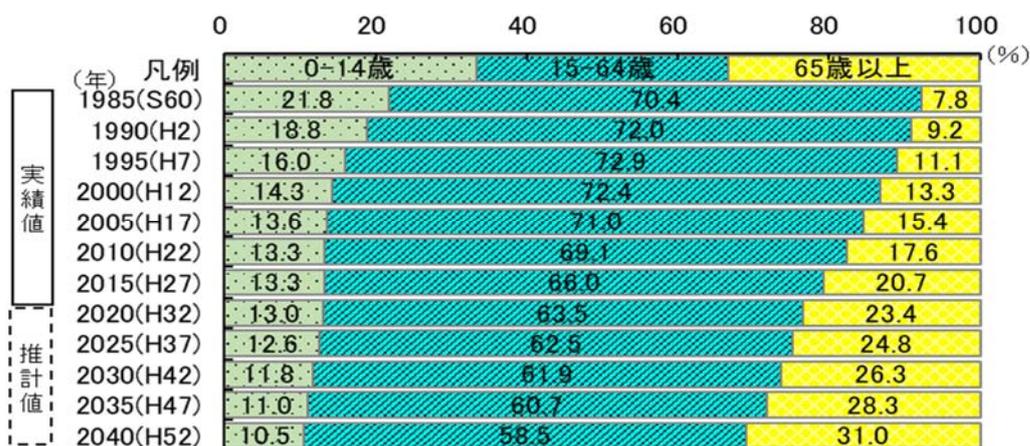
福岡市の現状

○ 福岡市の人口推移と推計人口（1985年～2040年）



資料:総務省 国勢調査, 福岡市の将来人口推計

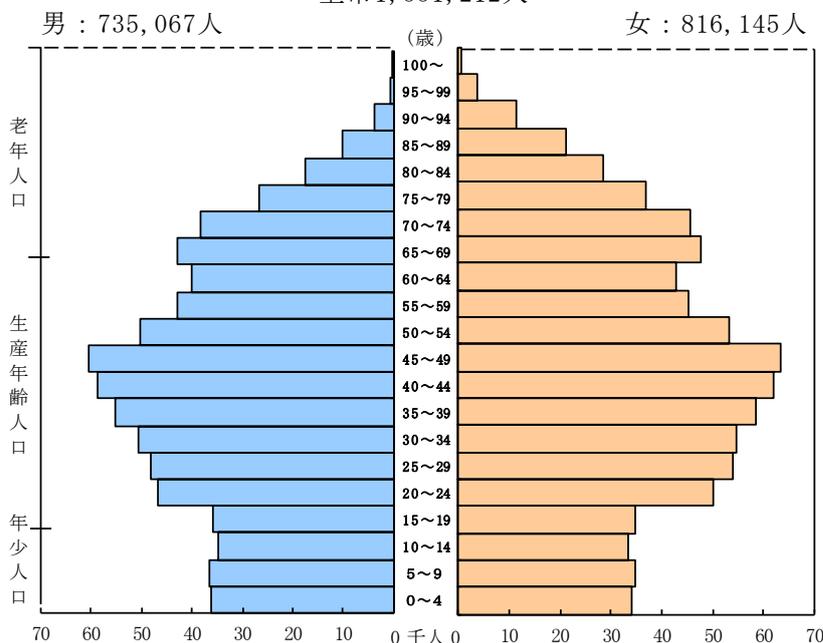
○ 福岡市の人口・推計人口における年齢構造の変化(1985年～2040年)



資料:総務省 国勢調査, 福岡市の将来人口推計

○ 人口構成ピラミッド(男女・年齢構成)

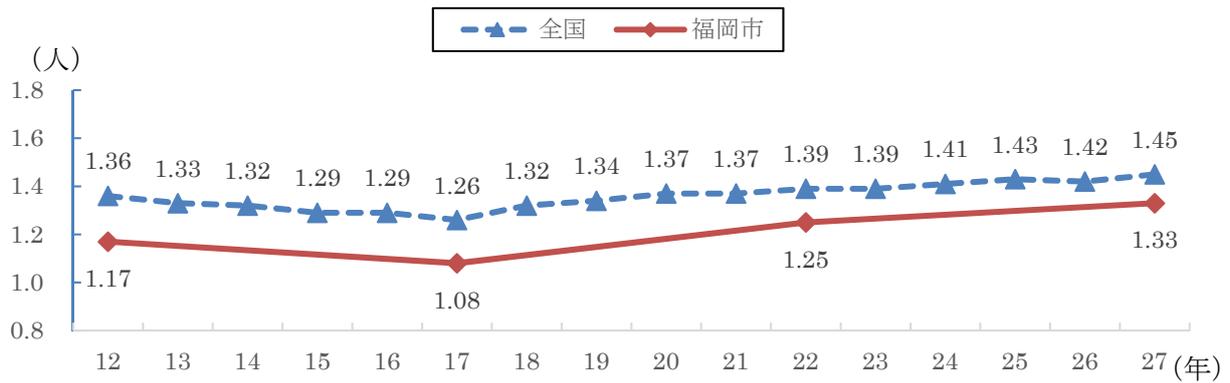
—令和元年9月30日現在, 住民基本台帳—
全市1,551,212人



資料:総務企画局統計調査課

福岡市の現状

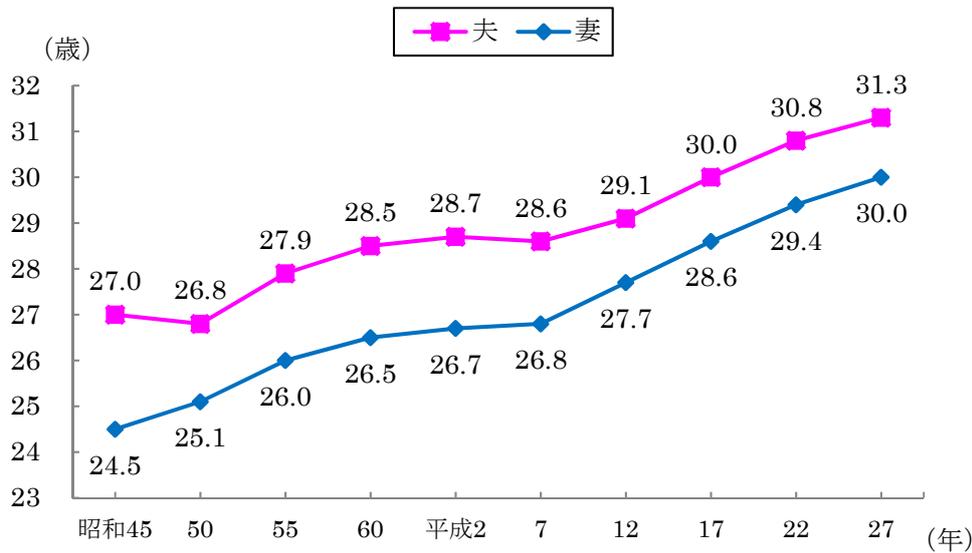
○ 合計特殊出生率の推移



合計特殊出生率: 1人の女性が仮にその年の出産の傾向どおりに一生の間に生むとしたときの子どもの平均数
 ※現人口を維持するのに必要な水準は 2.07
 ※福岡市は、国勢調査結果に基づいて算出

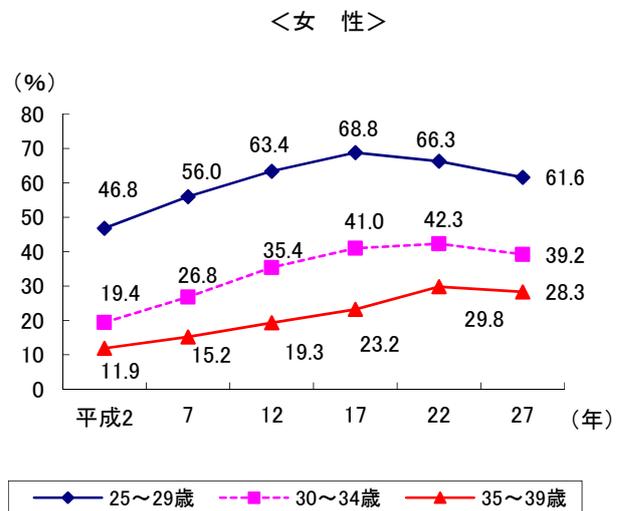
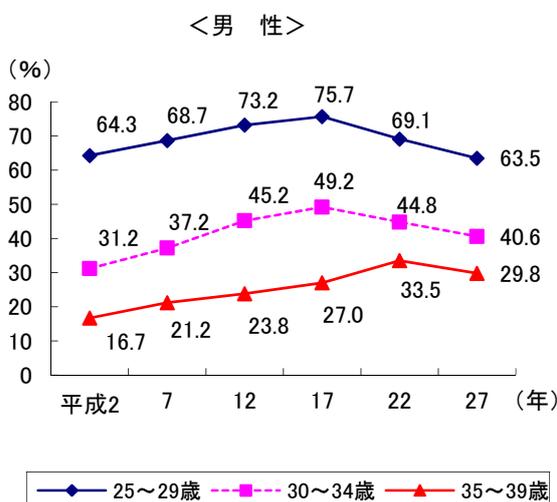
資料: 厚生労働省 平成 27 年人口動態統計

○ 平均初婚年齢の推移 (福岡市)



資料: 厚生労働省 人口動態調査

○ 未婚率の推移 (福岡市)

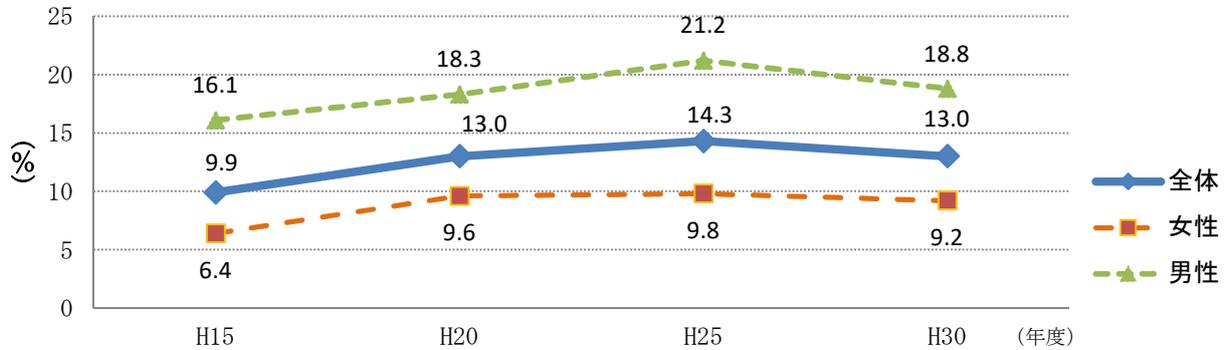


資料: 総務省 国勢調査

基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します

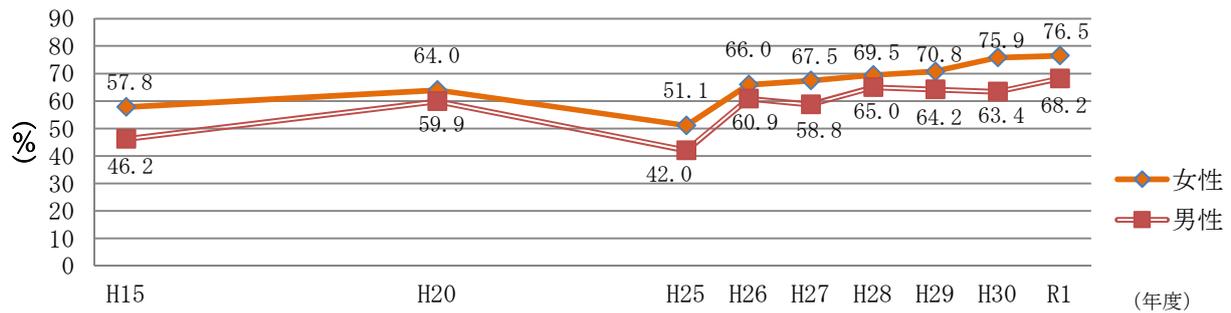
固定的性別役割分担意識の解消度は、緩やかな増加傾向にある。
 中学校の男女平等教育副読本の活用率は、令和元年度に大幅に上昇している。

○社会全体で見た場合の男女の地位の平等感 (平等と回答した人の割合)



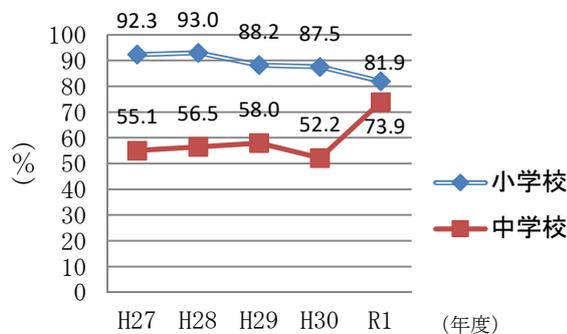
資料：H15・25 男女共同参画社会に関する意識調査
 H20・30 市政に関する意識調査

○固定的性別役割分担意識の解消度



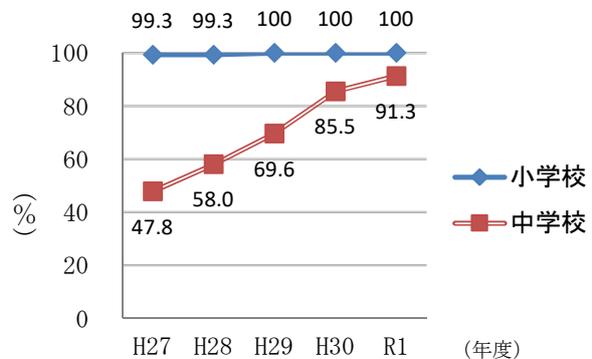
資料：H15・25 男女共同参画社会に関する意識調査
 H20 市政に関する意識調査
 H26～R1 福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査

○男女平等教育副読本活用率 推移



資料：市民局男女共同参画課

○男女混合名簿採用率 推移



資料：教育委員会学校指導課

基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

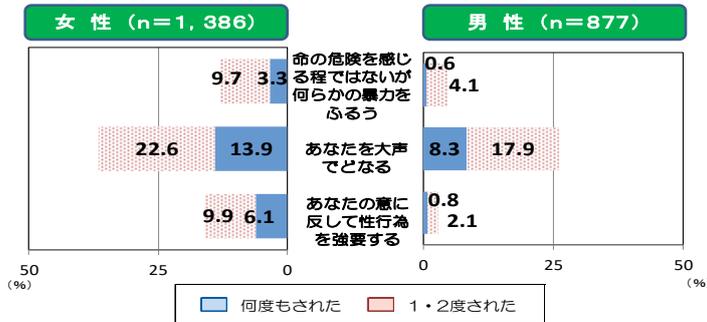
暴力に関する相談は、令和元年度は合計で3,186件であった。暴力の種類では「あなたを大声でどなる」などの精神的な暴力を受けた経験がある人の割合が最も高く、暴力を受けた際に我慢した人は半数近くにのぼっていた。

○ DV相談件数の推移

	アミカス相談室	区家庭児童相談室	配偶者暴力相談支援センター	合計
27年度	731	4,035	389	5,155
28年度	502	2,588	374	3,464
29年度	609	2,605	389	3,603
30年度	673	2,312	384	3,369
元年度	699	2,142	345	3,186

資料：市民局事業推進課、こども未来局こども家庭課

○ 配偶者から暴力を受けた経験

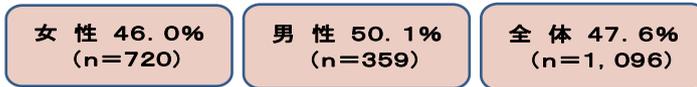


○ DV相談についてのカード・リーフレット・ステッカー設置箇所数

27年度	534
28年度	534
29年度	744
30年度	767
元年度	773

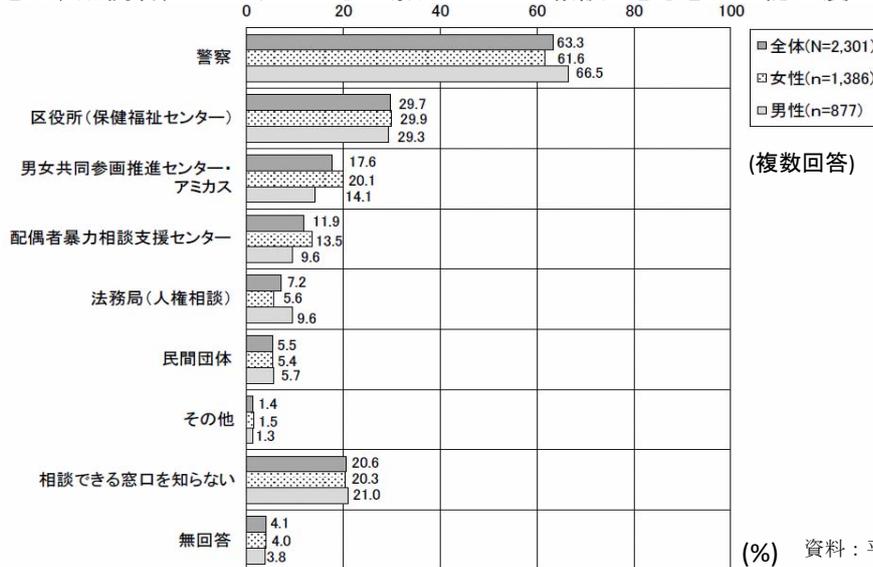
資料：こども未来局こども家庭課

○ 配偶者等から暴力を受けた際に実際に我慢した人の割合



資料：平成30年度市政に関する意識調査

○ 恋人、配偶者、パートナーからの暴力について相談できる窓口の認知度

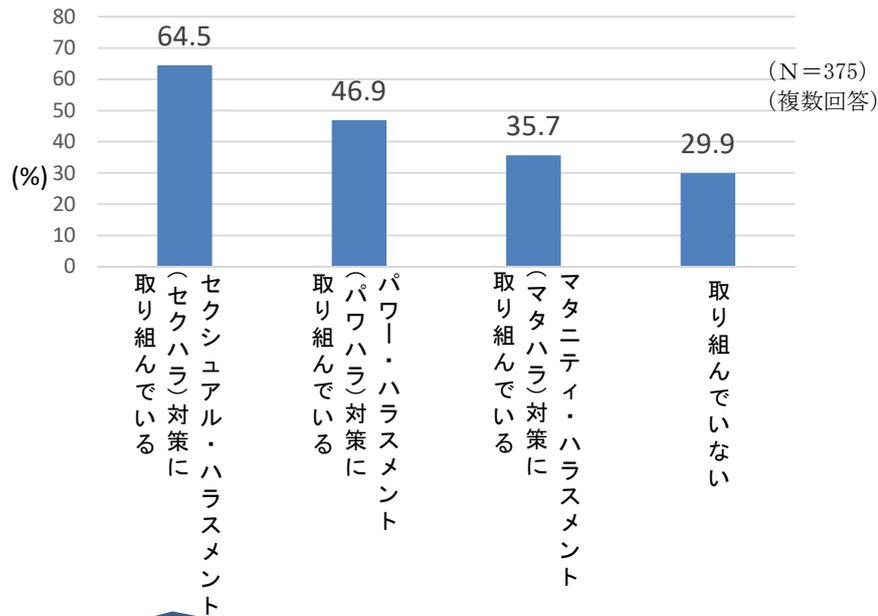


(%) 資料：平成30年度市政に関する意識調査

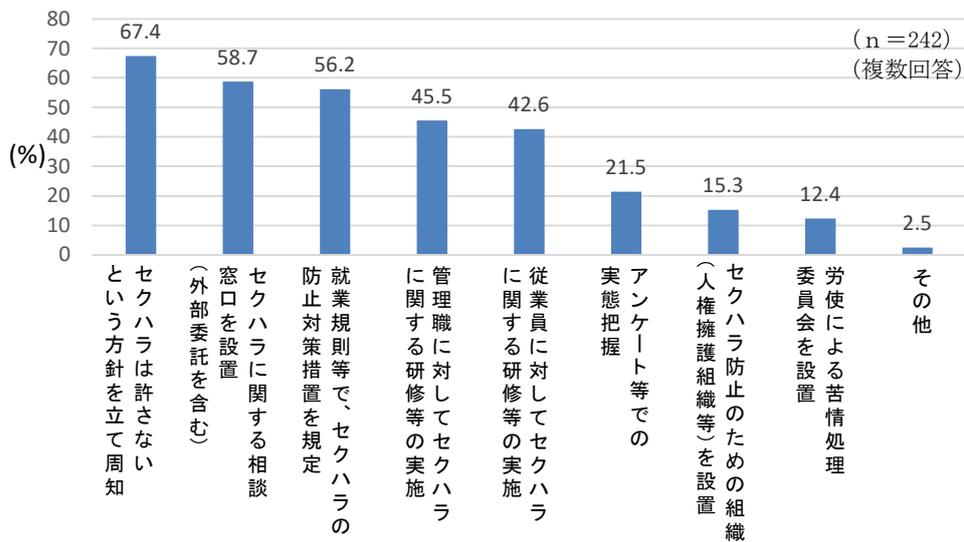
基本目標2

女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

○ ハラスメント対策への取組み<事業所>

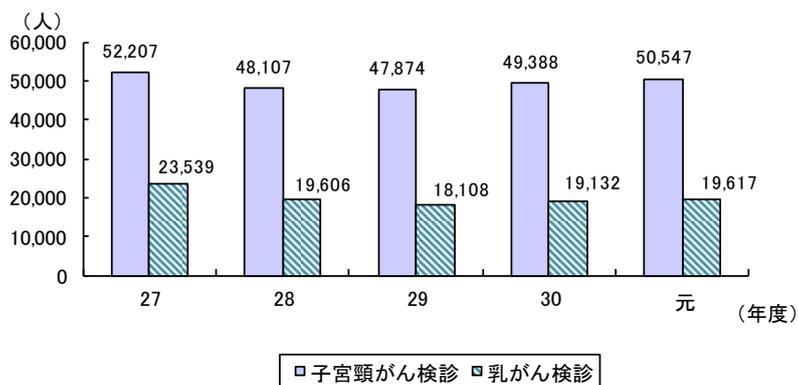


○ セクシュアル・ハラスメント防止への取組み<事業所>



資料:令和元年度女性活躍推進に関する事業所等実態調査

○ 子宮頸がん・乳がん検診の受診者数の推移

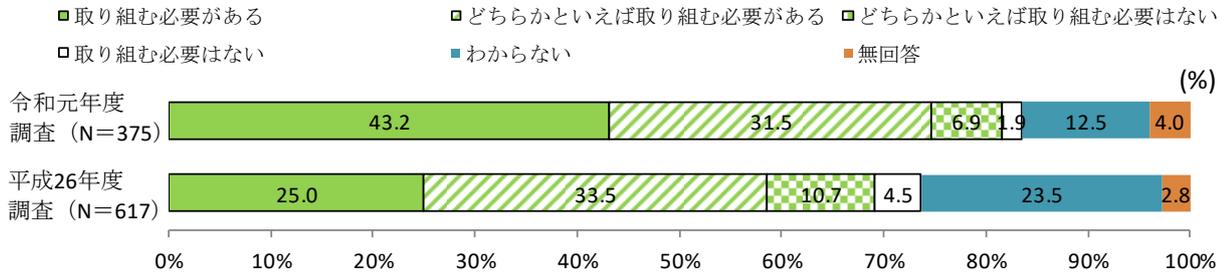


資料:保健福祉局健康増進課

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

事業所において、ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要を肯定する意見が前回調査から大幅に増加した。企業に対しては柔軟な組織づくりや経営者等の意識改革を望む人が多い。男性が育児休業などを取得することについては、男女とも肯定的な意見が8割を超えている。

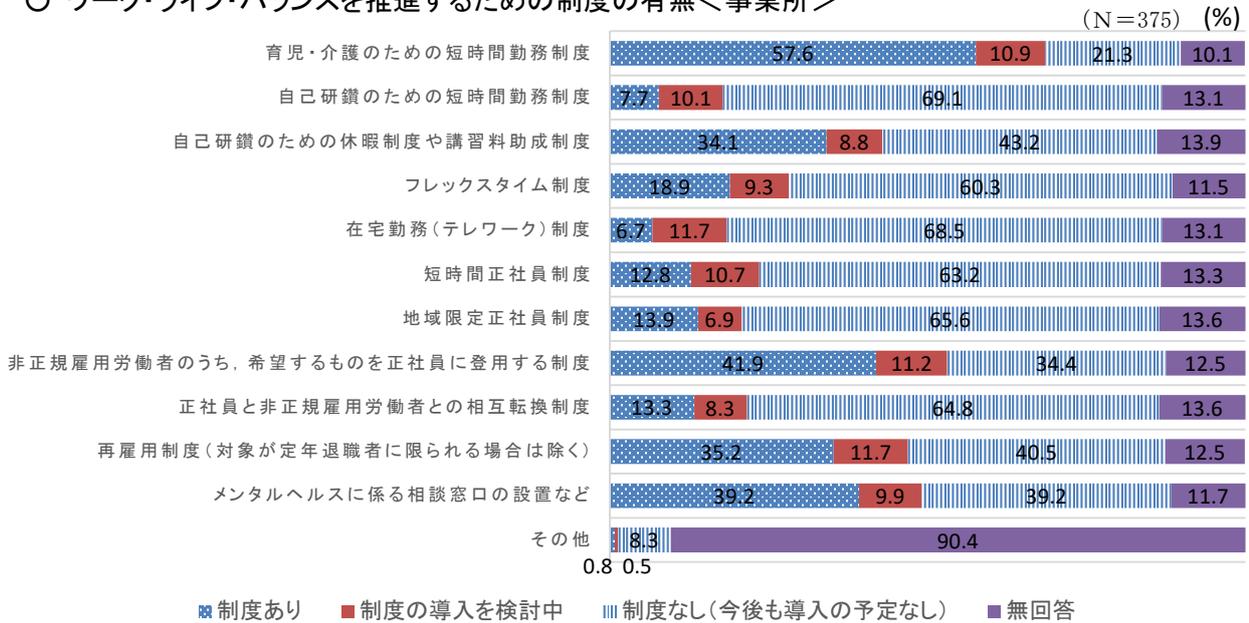
○ワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度＜事業所＞



資料：平成26年度女性労働実態調査

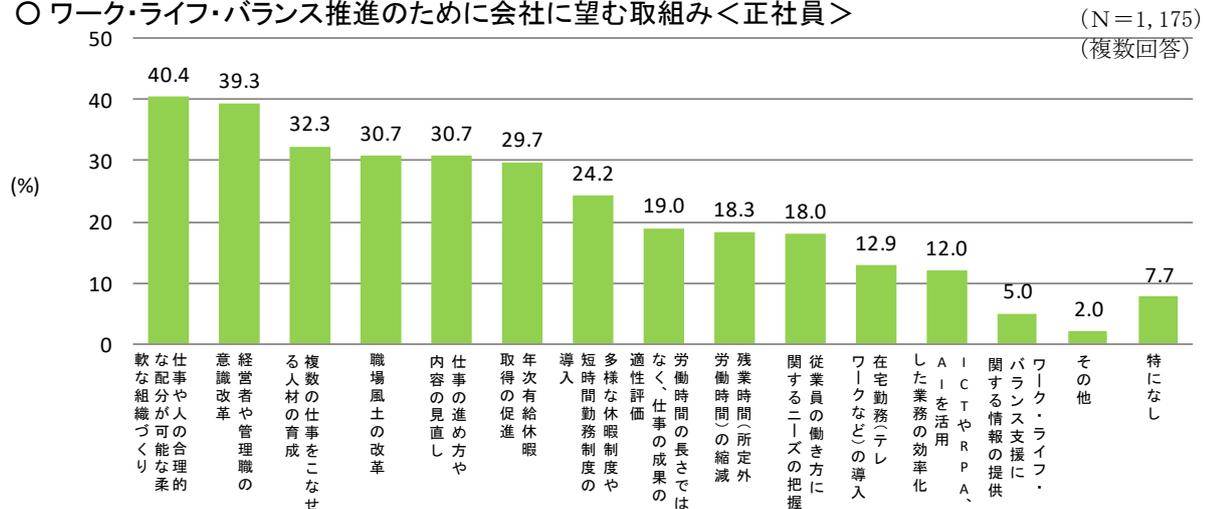
令和元年度女性活躍推進に関する事業所等実態調査

○ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度の有無＜事業所＞



資料：令和元年度女性活躍推進に関する事業所等実態調査

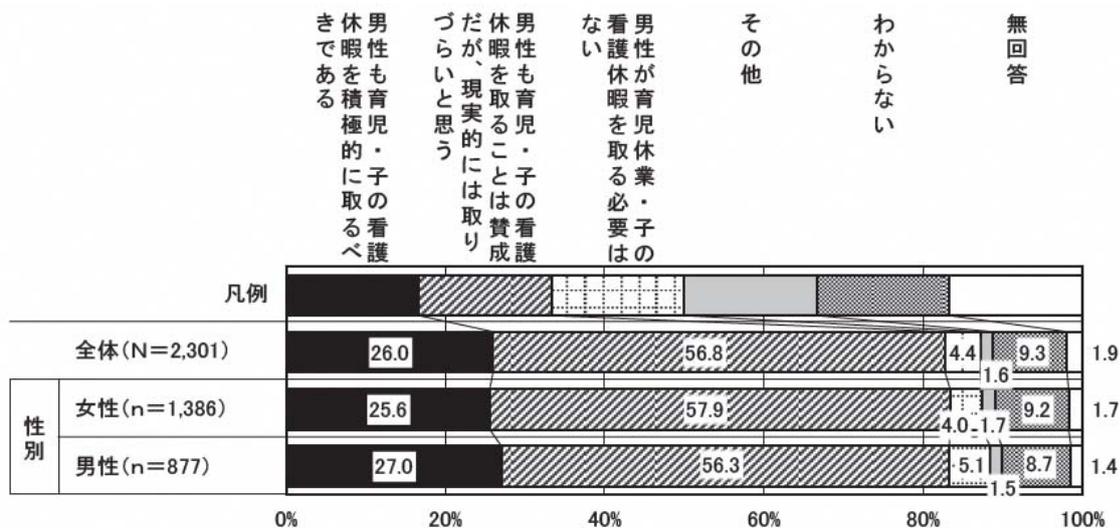
○ワーク・ライフ・バランス推進のために会社に望む取組み＜正社員＞



資料：令和元年度女性活躍推進に関する事業所等実態調査

基本目標3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

○ 男性が育児休業や子の看護休暇を取得することについて



資料：平成30年度市政に関する意識調査

○ 保育所の推移

各年4月1日現在

年度	施設数	定員 (人)	入所人員 (人)			待機児童数 (人)
			総数	3歳未満	3歳以上	
28年度	316	33,494	33,935	14,699	19,236	73
29年度	347	35,379	35,400	15,667	19,733	89
30年度	386	37,861	36,785	16,348	20,437	40
元年度	429	39,782	38,174	16,869	21,305	20
2年度	453	41,353	38,797	17,067	21,730	5

※平成28～30年度は、認定こども園、地域型保育事業所を含む数値。

※令和元～2年度は、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園2歳児預かり事業を含む数値。

資料：こども未来局運営支援課

○ 社会貢献優良企業優遇制度 (次世代育成・男女共同参画支援事業)

認定企業数	27年度	93
	28年度	109
	29年度	129
	30年度	144
	元年度	154

資料：市民局
女性活躍推進課

○ “「い～な」ふくおか・子ども週間”

賛同企業・団体数	27年度	973
	28年度	1,028
	29年度	1,056
	30年度	1,074
	元年度	1,110

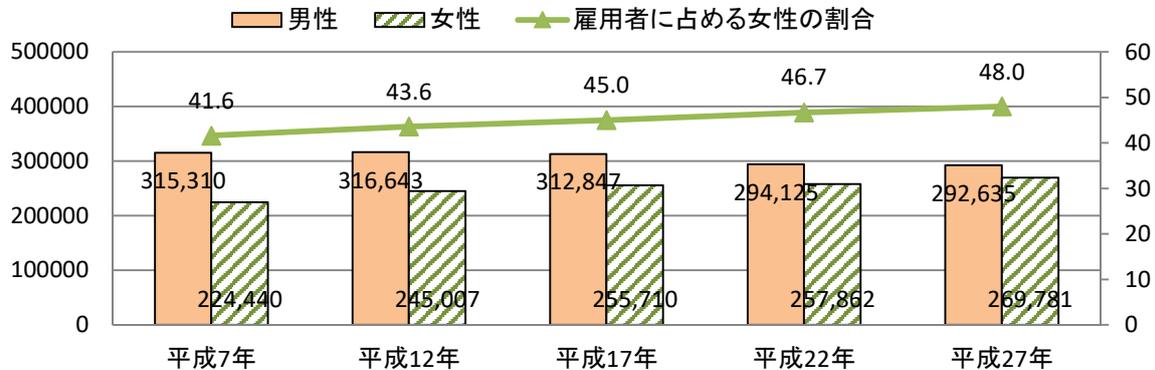
資料：こども未来局
企画課

基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

雇用者に占める女性の割合は着実に増加しているが、女性活躍推進への取組みを進めている事業所は4割半ばとなっている。

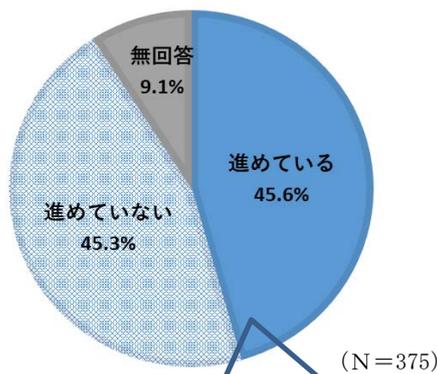
女性が職業を持つことについては、「ずっと職業を持っている方がよい」との回答は、女性は44.6%、男性は36.3%と男女で意識の違いがある。

○雇用者に占める女性の人数と割合の推移

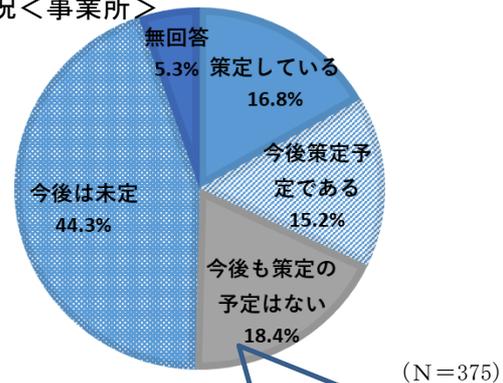


資料：総務省 国勢調査

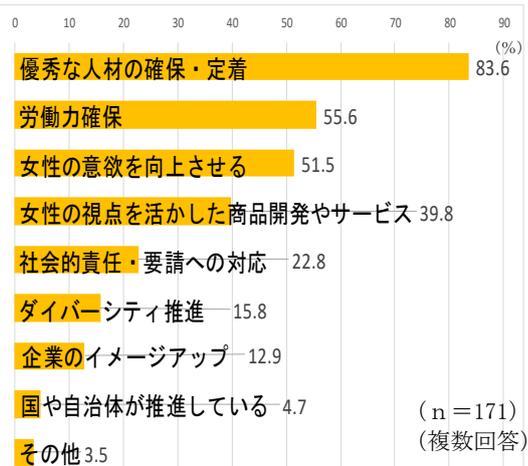
○女性活躍推進への取組み状況<事業所>



○女性活躍推進法に基づく行動計画の策定状況<事業所>



○女性活躍推進への取組みを進めている理由



資料：令和元年度女性活躍推進に関する事業所等実態調査

○行動計画を策定する予定がない(未定)理由



資料：令和元年度女性活躍推進に関する事業所等実態調査

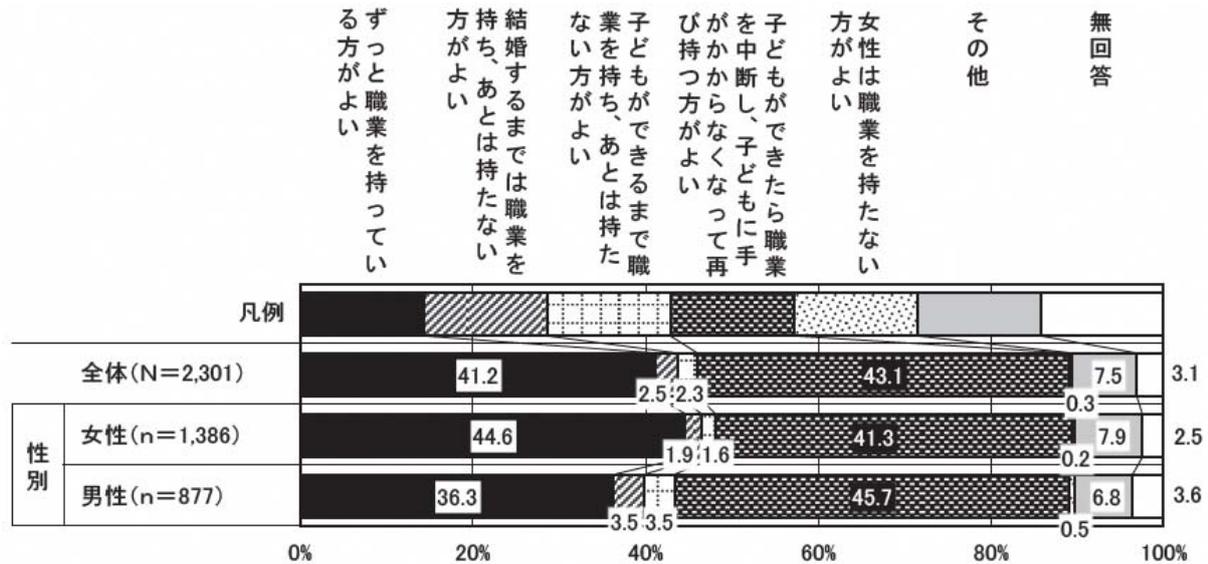
基本目標4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します

○ 事業所における女性管理職の割合

課長相当職以上(役員除く)に占める女性の割合	11.3%
係長相当職以上(役員除く)に占める女性の割合	16.9%
役員に占める女性の割合	17.2%

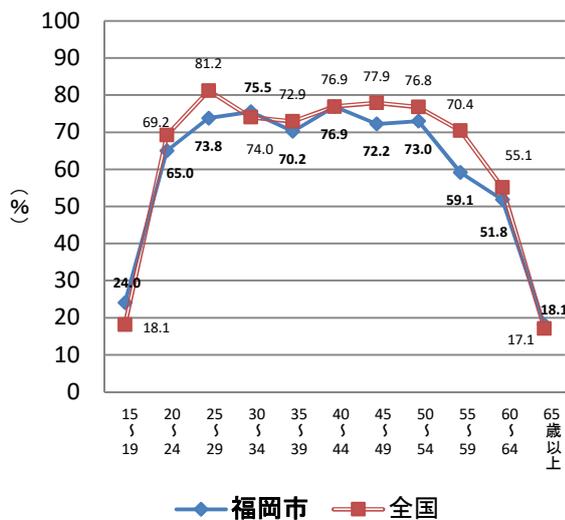
資料: 令和元年度女性活躍推進に関する事業所等実態調査

○ 女性が職業を持つことについて



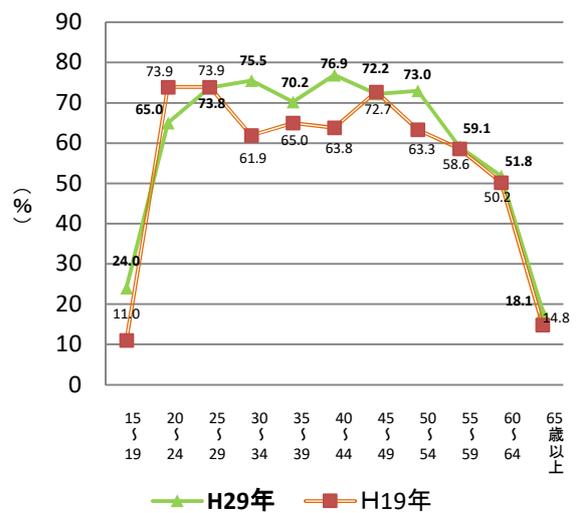
資料: 平成30年度市政に関する意識調査

○ 女性の年齢階級別の有業率 (福岡市, 全国)



資料: 総務省 平成29年就業構造基本調査

○ 女性の年齢階級別の有業率

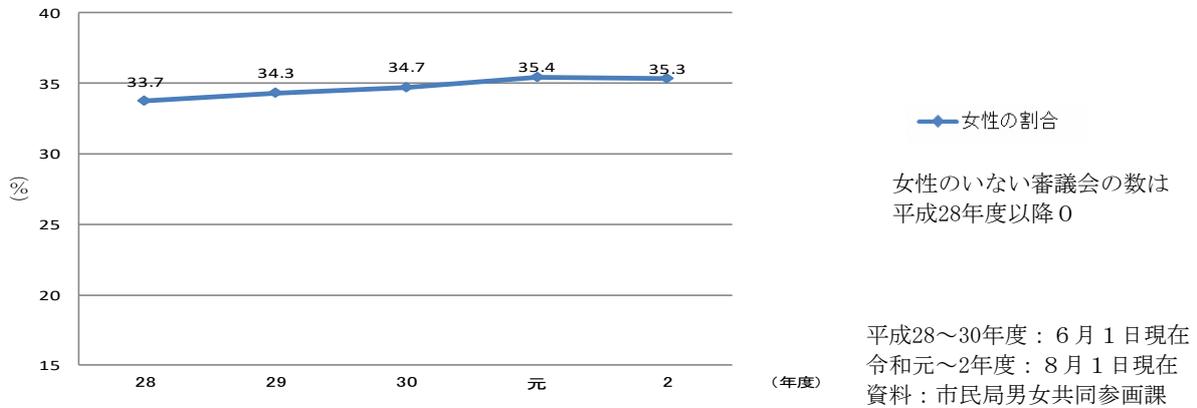


資料: 総務省 平成19.29年就業構造基本調査

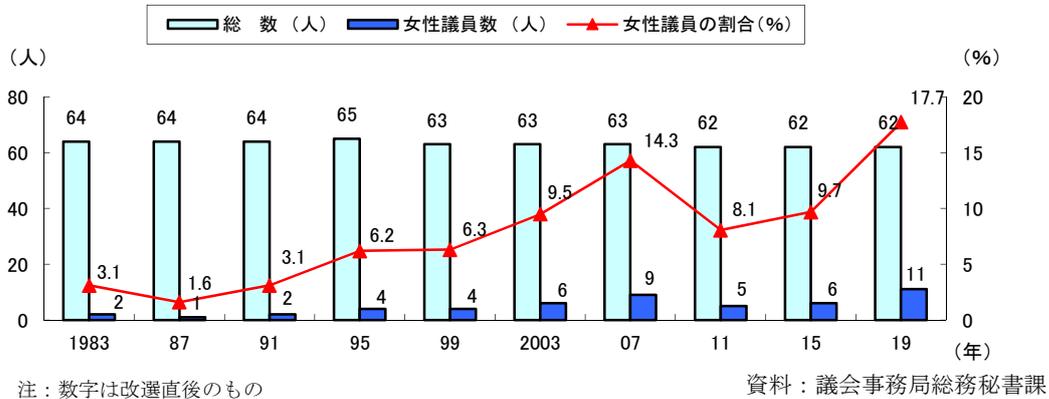
基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

審議会等委員、福岡市職員及び役職者の女性の割合は、少しずつではあるが増加傾向にある。市議会議員の女性の割合は、平成23年の改選で減少に転じたが、平成31年の改選では女性議員数が11人となり、増加傾向にある。

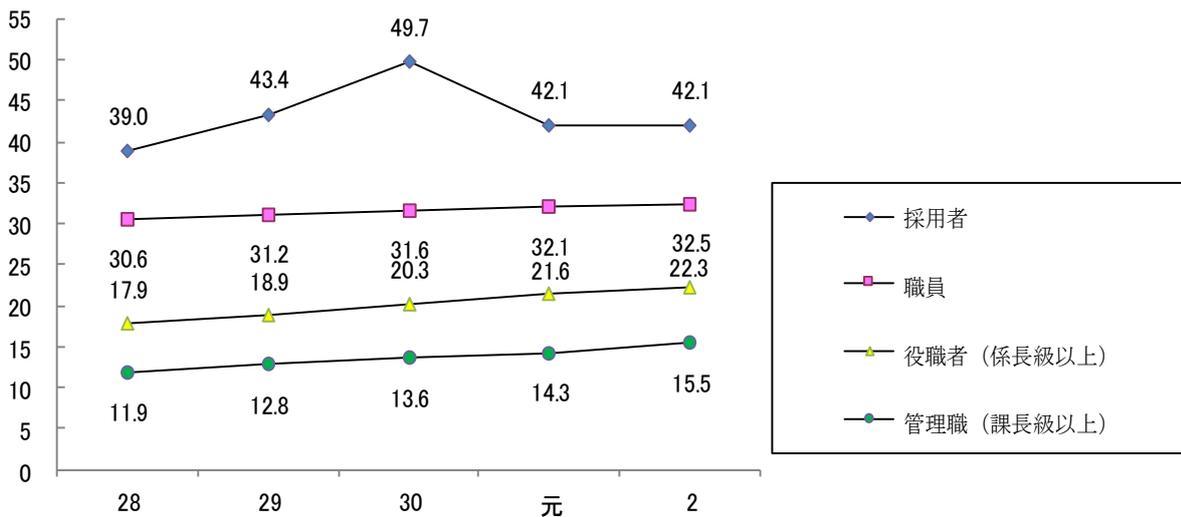
○ 福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移



○ 福岡市議会議員に占める女性の割合の推移



○ 福岡市職員における女性の割合の推移



注1：採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験（上級、中級及び初級）の一般行政職（ただし、学校事務、文化財専門職及び科学技術は除く）

注2：採用者の数は採用年度ベース。令和2年度については5月1日現在の数

注3：職員数及び役職者、管理職の数は5月1日現在の数

注4：旧県費負担教職員除く

資料：総務企画局人事課

基本目標5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

○ 福岡市女性役職者の推移

区分	令和元年					令和2年				
	総数(人)	女性数(人)	総数に占める女性割合(%)	男性数(人)	総数に占める男性割合(%)	総数(人)	女性数(人)	総数に占める女性割合(%)	男性数(人)	総数に占める男性割合(%)
役職者	2,800	604	21.6%	2,196	78.4%	2,794	623	22.3%	2,171	77.7%
管理職	775	111	14.3%	664	85.7%	772	120	15.5%	652	84.5%
局部長級	179	21	11.7%	158	88.3%	186	25	13.4%	161	86.6%
課長級	596	90	15.1%	506	84.9%	586	95	16.2%	491	83.8%
係長級	2,025	493	24.3%	1,532	75.7%	2,022	503	24.9%	1,519	75.1%
一般職員	6,785	2,472	36.4%	4,313	63.6%	6,821	2,503	36.7%	4,318	63.3%
合計	9,585	3,076	32.1%	6,509	67.9%	9,615	3,126	32.5%	6,489	67.5%
採用者	190	80	42.1%	110	57.9%	190	80	42.1%	110	57.9%

注1:採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験(上級、中級及び初級)の一般行政職(ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く)

注2:採用者の数は採用年度ベース。令和2年度については5月1日現在の数

注3:職員数及び役職者数は5月1日現在の数

※旧県費負担教職員除く

資料:総務企画局人事課

○ 福岡市立小中高等学校の校長・教頭における女性の割合の推移

年	区分	小学校			中学校			高等学校		
		総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
平成30	校長	144	39	27.1	63	8	12.7	4	0	0.0
	副校長	2	0	0.0	3	1	33.3	4	0	0.0
	教頭	159	35	22.0	76	6	7.9	4	2	50.0
令和元	校長	144	35	24.3	63	7	11.1	4	0	0.0
	副校長	0	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
	教頭	163	39	23.9	77	6	7.8	5	2	40.0
令和2	校長	144	35	24.3	63	6	9.5	4	1	25.0
	副校長	4	1	25.0	3	0	0.0	3	0	0.0
	教頭	164	37	22.6	77	8	10.4	5	3	60.0

注:福岡市立の学校を対象とする。休職者、長期研修者等を含む。

資料:教育委員会教職員第2課

他の政令指定都市と比較してみると・・・

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	熊本市	福岡市	政令市
市職員管理職の女性比率(%)	15.1	14.5	21.2	11.9	17.8	18.4	18.9	14.0	11.2	9.4	13.6	14.5	13.5	13.2	13.7	12.4	12.5	12.0	9.5	14.7	14.8
地方議会の女性議員比率(%)	24.2	23.1	16.7	18.0	15.1	15.5	20.0	16.3	10.6	20.0	20.3	18.2	20.0	12.8	20.3	10.9	14.8	19.6	12.8	10.0	17.2
審議会等の女性委員比率(%)	31.3	37.6	36.2	26.8	40.7	31.2	33.9	42.9	31.4	30.1	35.3	35.1	36.5	37.6	31.2	43.0	30.7	52.5	27.8	35.4	35.4

市職員管理職の女性比率:調査時点は平成31年4月1日現在の自治体が多いが、時点が違うところもある。

※ 本調査で対象としている公務員は、各政令指定都市で採用され、もしくは定員となっている公務員。国などから出向し、現在各自治体の定員に含まれている公務員は調査対象となる。なお、各自治体の職員でも、教職員(園長)は本調査の対象外。

※ 本調査での管理職とは、本庁における課長相当職以上の役職を指す。出先機関の管理職については、本庁の課長相当職以上に該当する役職のみを管理職として計上する。

地方議会の女性議員比率:平成30年12月31日現在の数値。

審議会等の女性委員比率:調査時点は自治体により異なる。

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和元年度)」

基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

地域における諸団体の長への女性の参画状況は、団体間で大きな差が見られるが、諸団体の合計の割合が29年度以降2割を超えており、増加傾向にある。

○ 地域における諸団体の長への女性の参画状況

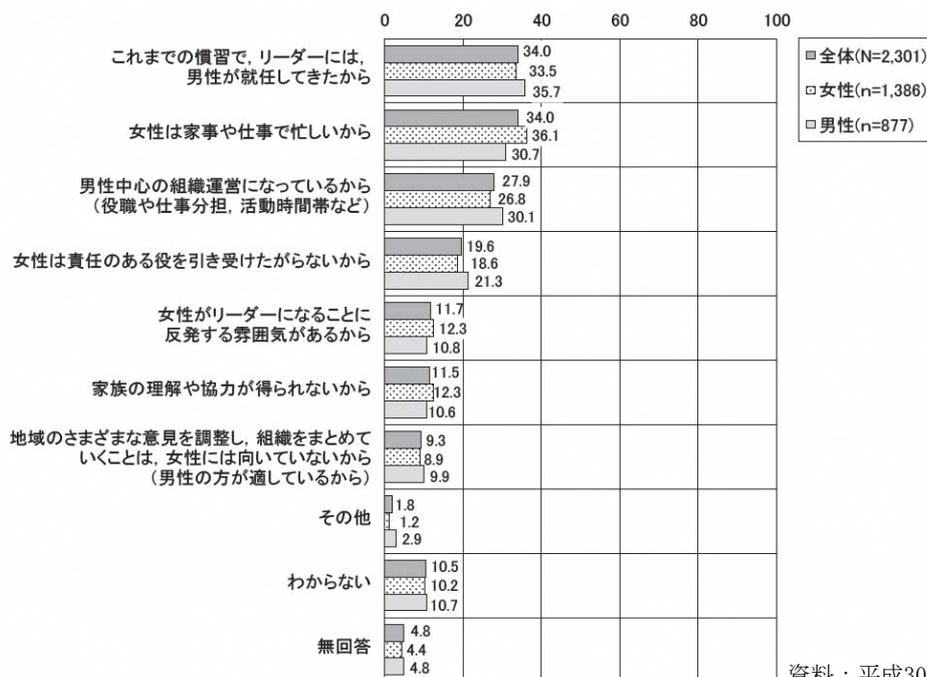
(各年7月1日現在)

団体名	年度					令和2年度		
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	総数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)
自治協議会(自治連合会)(※)	2.0	4.0	4.7	6.7	6.7	151	11	7.3
公民館長	23.3	24.7	24.7	25.9	26.5	147	42	28.6
青少年育成連合会(※)	26.2	30.2	28.7	28.7	27.8	159	49	30.8
交通安全推進委員会(※)	6.1	5.4	6.0	8.1	7.4	124	12	9.7
体育振興会(※)	7.4	9.4	10.0	6.7	7.3	151	10	6.6
ごみ減量・リサイクル推進会議(※)	16.1	16.2	18.0	16.6	17.8	148	23	15.5
人権尊重推進協議会(※)	13.2	19.4	20.8	21.1	21.2	146	32	21.9
社会福祉協議会	30.3	30.3	29.5	33.3	34.9	146	56	38.4
老人クラブ連合会	6.3	7.7	7.9	8.6	11.7	135	14	10.4
子ども会育成連合会	43.6	46.5	44.8	42.2	43.0	85	42	49.4
市立小学校PTA	4.9	3.5	4.9	5.9	6.3	144	10	6.9
市立中学校PTA	4.3	6.0	4.3	4.5	7.2	65	1	1.5
地区民生委員・児童委員協議会	67.3	68.3	69.7	68.8	70.6	111	79	71.2
合計	18.2	19.7	20.1	20.5	21.1%	1,712	381	22.3%
(参考) 男女共同参画協議会	93.2	95.2	90.5	91.2	89.9	148	131	88.5%

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している
 (「自治連合会」は「自治協議会」未設立校区のみカウント)

資料：市民局男女共同参画課

○ 地域における団体のリーダーに女性が少ない理由について



資料：平成30年度市政に関する意識調査

※同報告書及び一般評価項目の実施状況等は、福岡市の男女共同参画

ホームページで公開しております。

掲載先：<https://danjokyodo.city.fukuoka.lg.jp/>



QRコードを読み取っていただくと、福岡市の男女共同参画ホームページへアクセスできます。

「男女共同参画」>「各種資料等」>「男女共同参画年次報告書」
に公開しております。

福岡市男女共同参画基本計画報告書

(令和2年10月発行)

市民局男女共同参画部男女共同参画課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4107 Fax 092-733-5785

E-mail danjokyodo.CAB@city.fukuoka.lg.jp